

議案第48号

石岡市イキイキ長生き条例を制定することについて

石岡市イキイキ長生き条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

全ての市民がこころ豊かにイキイキと暮らせる地域社会の実現を図るため。

石岡市イキイキ長生き条例

近年、平均寿命が延びる中、生涯にわたり生きがいを持って元気に生活していくためには、心身ともに健康であることが重要です。

住み慣れた地域において、疾病、障害等の有無にかかわらず、充実した生活を送り、誰もが健康長寿を目指すには、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むとともに、市と関係機関が互いに連携、協力等して、市民のこころと身体健康づくりを支援し、人とのつながりを持ちながら自立した生活が送れるよう支えあいの機運を高めていくことが必要です。

そこで、全ての市民がこころ豊かにイキイキと暮らせる地域社会の実現を図るため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、健康づくり推進のための基本理念並びに市民、教育関係者、福祉関係者、事業者、健康づくりに関する地域団体、医療関係者（以下「市民等」という。）及び市の役割を明らかにし、健康でつながる人づくりまちづくりを図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 健康づくりは、市民が、長生きでイキイキと暮らすことができるよう、全世代を通じて継続的に行われるとともに、健康が生活の質を高めるために不可欠であることを認識し、市民等及び市の協働により推進されるものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、基本理念にのっとり、健康づくりに対する関心及び理解を深めるとともに、健康診断、検診の受診等により自身の健康状態を把握し、それぞれの状況に応じた健康づくりを行うよう努めるものとする。

(教育関係者等の役割)

第4条 教育関係者、福祉関係者、事業者及び健康づくりに関する地域団体（以下「教育関係者等」という。）は、基本理念にのっとり、所属する者の健康に配慮し、健康づくりに積極的に取り組むことができる環境整備に

努めるものとする。

- 2 教育関係者等は、地域社会に貢献する活動を積極的に実践するよう努めるものとする。

(医療関係者の役割)

第5条 医療関係者は、基本理念にのっとり、次条に規定する健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、基本理念にのっとり、健康づくりに関する施策を実施するものとする。

(基本計画)

第7条 市は、前条の健康づくりに関する施策を実施するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 前項の基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) こころの健康づくりに関すること。
- (2) 身体の健康づくりに関すること。
- (3) 個人の健康を支え守るための地域社会づくりに関すること。
- (4) その他健康づくりを推進するために必要な事項に関すること。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。